第明三治十種郵便物認可　三十五年三月三十一日

3　更生担保権者との協議及び裁判所の許可を得て株式等につき売却等の処分がなされ、預金質権に担保変換された更生担保権にかかる部分の権利の変更及び弁済方法

⑴　「担保変換額」とは、上記2、⑶に従って算出された金額をいう。

⑵　担保変換額を更生計画認可決定確定日後1か月以内もしくは当該担保変換後1か月以内のいずれか遅い時期に弁済する。

⑶　担保変換額が、当該担保物にかかる別表6の「確定更生担保権額」欄記載の金額を上回った場合又は下回った場合の更生担保権の権利変更及び弁済時期等については、弁済時期を上記⑵のとおりとし、「担保弁済額」を「担保変換額」と読み替えたうえで、上記第1、2、⑴②ないし⑥を準用する。

⑷　別表12記載の更生担保権査定の申立てがなされている更生担保権の目的たる株式等を売却する場合には、上記⑶の定めを適用するについて、「確定更生担保権額」は、次のとおり読み替えるものとする。

ア　当該株式等の売却処分等の時において、更生担保権額が別表6の「確定更生担保権額」欄記載の額と異なる金額に確定していた場合

当該確定した額を「確定更生担保権額」と読み替える。

イ　当該株式等の売却処分等の時において、更生担保権額が確定していない場合

別表12の「更生担保権査定請求額」欄記載の金額を「確定更生担保権額」と読み替える。

第3　リース債権

1　確定更生担保権

確定更生担保権は総額4,220,334円である。詳細については別表7のとおりである。

2　権利の変更及び弁済の方法

⑴　権利の変更

権利の変更はせず、確定更生担保権額の全額を弁済する。

⑵　弁済の方法

確定更生担保権額の全額を更生計画認可決定確定日後3か月以内に一括して弁済する。但し、会社が不要となったリース物件を返却する場合において、裁判所の許可を得て更生担保権者との合意をすることにより、これと異なる弁済方法によることができる。

3　その他

リース債権者の有する債権から確定更生担保権の額を控除した残額は、本章第4節にしたがい、一般更生債権として取り扱う。

第3節　優先的更生債権

1　届出債権額等

優先的更生債権は租税等の請求権等のみであり、その届出債権額は、総額225,011,424円及び額未定である。詳細については別表8のとおりである。

2　権利の変更及び弁済の方法

更生手続開始決定の日から1年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があった場合は認可決定日。以下同じ。）までの間に生じる延滞金等及び更生手続開始決定日から1年を経過する日の翌日から完納に至るまでの延滞金等の全額について、更生計画認可決定日に免除を受ける。

上記免除後の金額を更生計画認可決定確定日後3か月以内に一括して納付する。

第4節　一般更生債権

第1　後記第2及び第3以外の債権（一般取引債権）

1　確定一般更生債権

確定一般更生債権は総額43,578,780,401円である（更生担保権として届出のあった債権中、更生債権として認める債権額を含む。但し、管財人による認否額であり、別表13のとおり更生債権査定の申立てがなされている。）。詳細については、別表5、6、7及び9のとおりである。

なお、別表12記載の「更生担保権として届出のあった債権中、更生債権として認める債権額」については、本章第5節の定めによる。

2　権利の変更

⑴　確定一般更生債権のうち、会社更生法第136条2項1号ないし3号に掲げる請求権については、更生計画認可決定日に全額につき免除を受ける。

⑵　上記⑴の免除後の確定一般更生債権額については、更生計画認可決定日に、下記権利変更区分表「区分」欄記載の債権額に従って「権利変更の内容」欄記載のとおり権利変更を行い、免除を受ける。

区分	権利変更の内容（免除率）
100万円以下	0％
100万円超	92％（暫定的な免除率）

⑶　後記3、⑵のとおり、第2回弁済時に、追加して免除を受ける。

3　弁済方法

上記2、⑵の免除後の債権については、以下のとおり分割弁済する。

⑴　第1回弁済　更生計画認可決定確定日後3か月以内

①　債権額が100万円以下の債権者に対して全額弁済する。

②　債権額が100万円を超える債権者に対して100万円及び債権額から100万円を控除した残額の5％相当額を弁済する。

⑵　第2回弁済　更生担保権の目的物となっている全資産の売却等の処分完了後3か月以内

裁判所の許可を得て確定した本件弁済原資等（第2章第1節参照）から本章第2節第3、第3節及び上記⑴の各弁済後の残額を、その時点における確定した更生債権の額（一部弁済及び免除後の額）に按分して弁済し、免除後の債権の残額に満たない場合には、当該弁済時に当該差額（上記⑴、②による92％免除を受けた後の債権残額から第2回弁済額を控除した残額）について追加して免除を受ける。但し、第2回弁済時において未確定の更生債権等（本節第2及び第3の債権を含む。）が存在する場合には、会社は、かかる時点における更生債権等査定手続の状況を勘案して、合理的に見積もられる当該更生債権者等に対する弁済原資を確保したうえで第2回弁済を行う。

⑶　第1回弁済及び第2回弁済の総額で、弁済率は概ね6.5％程度を見込んでいる。

第2　敷金債権

1　確定更生債権

確定更生債権は総額1,138,258,427円である。詳細については、別表10のとおりである。

2　権利の変更及び弁済の方法

賃貸借契約が終了し、目的物の明渡が完了して、会社に対する敷金返還請求権が発生する時まで、権利の変更及び弁済を留保する。

但し、敷金対象不動産が譲渡される前に賃貸借契約が終了し、賃借人の退去により敷金返還請求権が具体化した場合には、会社が賃貸借契約に基づき敷金から差し引かれるべき金額を控除した残額について本節、第1、2にしたがい権利の変更を行い、権利変更後の債権を、本節、第1、3の定めにしたがって弁済する。また、免除の時期は、敷金返還請求権が発生した時と更生計画認可決定時のいずれか遅い時とする。なお、敷金債権を有する債権者が本節、第1の一般取引債権をも有する場合には、上記権利の変更は、上記敷金残額全額に対する92％の免除とする。また、敷金返還請求権が発生し上記控除後の残額が確定した時において本節、第1、3の定めにしたがった弁済期が経過している場合には、当該残額確定後3か月以内に当該弁済期が経過した分割弁済額を弁済する。